

魅力ある誇れる 神栖市を目指して

概要版



■ 計画策定の目的、基本的な考え方

❖ 計画策定の目的

神栖市総合計画は、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を定める計画であり、その実現に向けてのまちづくり推進のための指針となるものです。

これまで本市では、前総合計画（第2次神栖市総合計画）に基づき、医療・福祉の充実、防災対策の充実、日本一を目指した子育て支援の充実や教育環境の整備、企業誘致等の産業振興など、市民との協働のもと、総合的にまちづくりに取り組んできました。

この間、全国的に人口減少・少子高齢化は進行し、産業の構造変化やグローバル化の進展、情報技術DX（Digital Transformation）の急速な発展、資源・エネルギー及び環境問題の深刻化、自然災害の激甚化、国・地方に共通する厳しい財政状況、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本市を取り巻く社会経済の状況は大きく変化しています。

本市では、このような厳しい状況に適切に対処し、これまでのまちづくりの蓄積と豊富な地域資源を活かしながら、将来を見据えた持続可能なまちの発展を目指し、計画的・総合的にまちづくりを推進していく必要があります。そのための本市における最上位計画として「第3次神栖市総合計画」を策定するものです。

❖ 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取組を進めていきます。

(1) 地域の連携・共創を進める計画

(2) まちづくりの進捗や目指す成果が分かりやすい計画

(3) 政策課題解決に向けた適切な方策の設定と重点的な取組の実行性を重視した計画

❖ 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

計画期間については、昨今の急速に変化する社会情勢に機敏に対応する等の観点から、「基本構想」及び「基本計画」の計画期間を、令和5年度から令和8年度までの4カ年とします。また、「実施計画」の計画期間は3カ年とし、毎年度見直しを行います。

基本構想

(令和5年度～令和8年度4カ年)

まちづくりの目標となる将来像やまちづくりの理念を示すとともに、その実現のための施策の体系を定めます。

基本計画

(令和5年度～令和8年度4カ年)

基本構想で定めた将来像を実現するために必要な施策を体系に定め、施策の具体的な目標や方向性を示します。

実施計画

(計画期間は3カ年、毎年度見直し)

基本計画に定めた施策ごとの目的を達成するために実施する具体的な方策を示すものとなり、毎年度の予算編成の指針としての役割を有します。

❖ SDGsの本計画への位置づけによる実現

本市では、SDGsという世界共通のものさしで設定された目標（持続可能な開発目標）を本計画に組み込み、市の施策とSDGsとの関連を意識しながら、「誰一人として取り残さないまち」を目指した取組を進めていきます。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27）の国連サミットで採択された、2030年（令和12）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ まちづくりの基本方針

❖ 将来像、まちづくりの理念と施策の大綱

これまでの本市のまちづくりでは、恵まれた自然環境と力強い産業との調和による、潤いと安らぎ、安全・安心を兼ね備えたまちの形成を進めるとともに、農業・水産業の振興や鹿島臨海工業地帯を核とした企業の立地促進、公共施設、商業施設などの集積を図ることによる、市域を超えた経済圏・文化圏の形成を目指してきました。

今後は、これまでのまちづくりを着実に引き継ぎつつ、更に市民本位の取組を深めながら、市民をはじめとする様々な主体のまちづくりへの主体的・積極的な参画を促し、各主体の協力と連携を強めながら、市民が本市への愛着と誇りを感じるまちづくりを力強く進めていきます。

そこで、本計画の将来像を「魅力ある誇れる神栖市を目指して」と設定します。また、将来像を支える3つのまちづくりの理念（計画全体を貫く基本姿勢）、7つの施策の大綱（分野）を設定し、まちづくりを推進していきます。

[将来像]

魅力ある誇れる神栖市を目指して

[理念]

①市民本位

[市民とともに歩む]

- 市民にとって真に必要な「市民本位」の施策を一体的かつスピード感を持って進めていきます。

②協力と連携

[人々のつながり・結びつきを大切にする]

- 市民をはじめとする様々な人々のつながり・結びつきを大切にした「協力と連携」のまちづくりを進めていきます。

③挑戦

[地域課題に果敢に挑む]

- 市民の日々の暮らしを支える基本的な環境が一層充実するよう、様々な地域課題の解決に向けて果敢に「挑戦」していきます。

[施策の大綱]

1 医療・健康福祉

- 11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる
- 12 子どもを産み育てやすい環境を整える
- 13 健康でひとにやさしいまちを目指す

2 生活環境

- 21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる
- 22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

3 産業

- 31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える
- 32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

4 都市基盤

- 41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める
- 42 良好な居住環境を整える

5 教育・文化

- 51 充実した教育環境を整える
- 52 生涯にわたり学び続ける環境を整える

6 地域づくり

- 61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる
- 62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

7 自治体運営

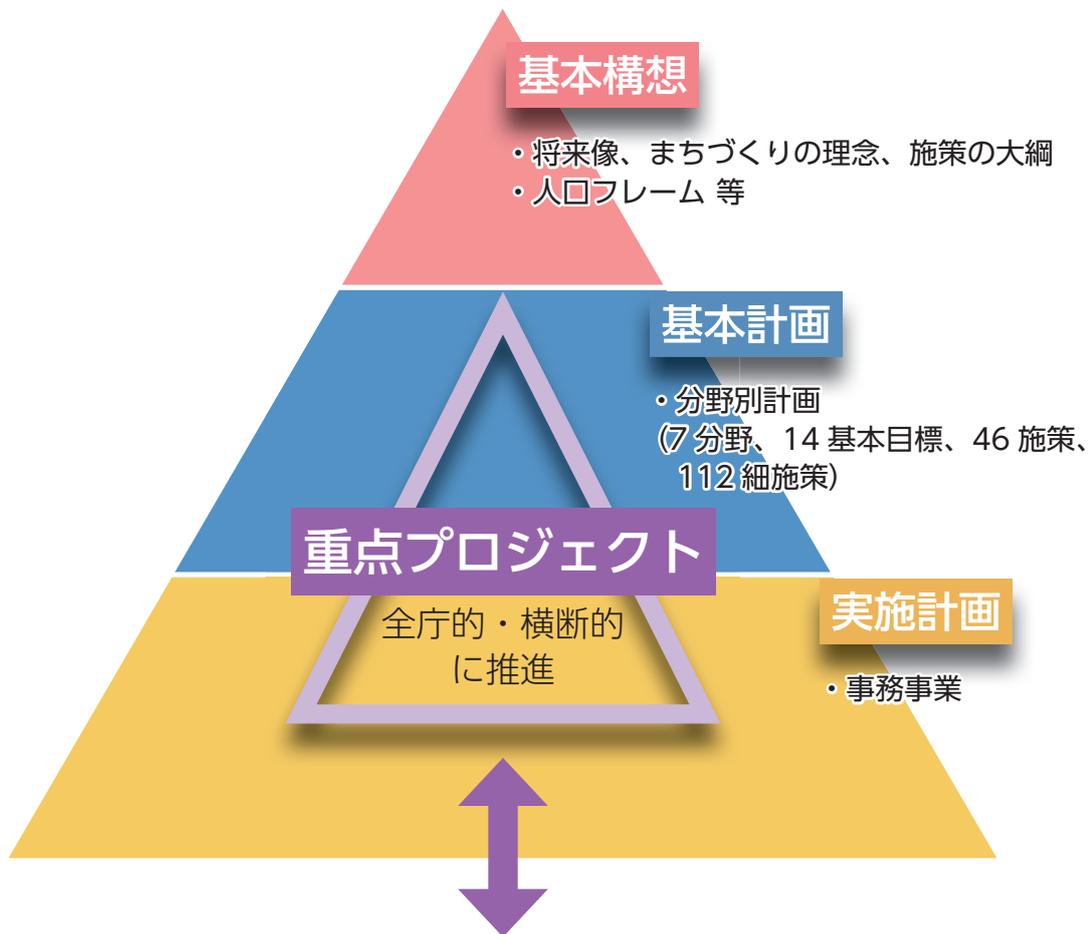
- 71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

基本計画 重点プロジェクト

重点プロジェクト

少子高齢化・人口減少等の社会情勢や本市の課題を踏まえ、本市の強みと限られた経営資源を効果的に活用し、選択と集中による施策・事業の展開を図ることが重要です。基本計画の分野別計画の中で、計画期間内に特に重点的・優先的に取り組むべき主要な施策・事業を「重点プロジェクト」として位置づけ、全庁的・横断的に推進します。

この重点プロジェクトは、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を踏まえた「神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置づけ、国の戦略及び基本方針を踏まえつつ、以下の5つの重点目標を掲げ、施策・事業を集中的に実施します。



神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
重点目標Ⅰ	誰もが安心を感じながら暮らせる環境をつくる
重点目標Ⅱ	社会経済情勢の変化に柔軟に対応する産業をつくる
重点目標Ⅲ	まちの魅力を高め、市内外の人々の交流を促進し、移住・定住につなげる
重点目標Ⅳ	安心して出産、子育てができる環境をつくる
重点目標Ⅴ	誰もがいきいきと生涯を全うできる環境を整える

重点プロジェクト① 防災・医療の安心プロジェクト

重点目標Ⅰ 誰もが安心を感じながら暮らせる環境をつくる

- 人口減少・少子高齢化の時代にあって、暮らしの安心感に最も大きな要素である防災、医療に関して、施設整備や体制構築などの取組の充実を図り、誰もが安心を感じながら暮らしていける環境を整えます。

重点プロジェクト② 産業力強化プロジェクト

重点目標Ⅱ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応する産業をつくる

- 激しく変化する社会経済情勢に柔軟に対応していけるよう、これまで培ってきた産業の強みを最大限に活かしながら、鹿島臨海工業地帯の競争力の一層の強化を図っていきます。また、市内の農業・水産業の成長産業化や商工業の振興に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創出を促進します。
- 国際的な脱炭素化への機運の高まりを、産業面における新たな成長の機会と捉え、経済と環境の好循環を意識した取組を促進します。

重点プロジェクト③ 交流・移住・定住促進プロジェクト

重点目標Ⅲ まちの魅力を高め、市内外の人々の交流を促進し、移住・定住につなげる

- 地域資源の魅力を活かした観光の振興や、豊かな自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の充実により、市内外の人々の交流を促進していきます。そのような交流活動を通じ、市の魅力の向上と市民の市への愛着や誇りを醸成しながら、移り住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりの推進を図ります。

重点プロジェクト④ 子育て日本一プロジェクト

重点目標Ⅳ 安心して出産、子育てができる環境をつくる

- 若い世代の出会い、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、子育てと仕事の両立支援等を行うことにより、神栖市で結婚・出産・子育てしやすい環境をつくります。
- 次世代を担う児童・生徒に対して、小・中学校及び就学前の学びの環境の総合的な充実を図ります。

重点プロジェクト⑤ 生涯いきいき・生きがい・健やかプロジェクト

重点目標Ⅴ 誰もがいきいきと生涯を全うできる環境を整える

- 誰もが生きがいを持って生活できることを基本として、健康長寿の市民が多く、また生涯にわたり学びの姿勢を忘れない市民が多くなるまちづくりを推進します。何歳になっても生きがいを持って生活できるよう、健康管理、地域福祉、生涯学習の体制と環境の充実を図ります。
- 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域コミュニティの維持・充実に向けた取組を促進します。

分野別計画

7つの施策の大綱(分野)に基づき、各種施策を展開していきます。

大綱 1 医療・健康福祉



基本目標11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる

- 市民や企業に寄り添う地域医療の実現を目指し、幅広い方々の連携促進による地域医療体制の確立と、医師や看護師をはじめとする医療人材の育成・確保を図ります。

施策 111 医療

基本目標12 子どもを産み育てやすい環境を整える

- 子育て日本一の実現のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行います。

施策 121 子ども・子育て支援

基本目標13 健康でひとにやさしいまちを目指す

- 生涯健康で元気に暮らし続けることができるよう、健康の保持・増進のための取組を推進します。
- 社会保障の充実と、制度の健全な運営を図ります。
- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 障がい者の自立した生活や社会参加を支える取組を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境を整えます。

施策 131 保健 132 社会保障 133 地域福祉 134 障がい福祉
135 高齢者福祉

大綱 2 生活環境



基本目標21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる

- 防災・減災対策や消防・救急体制の充実を図ります。
- 関係機関や地域等と連携し、犯罪や交通事故が起こりにくい環境づくりを推進します。
- 消費者の安全・安心のため、消費生活相談体制や情報提供の充実に努めます。
- 墓地の計画的な整備と火葬場、斎場の適正な管理、運営に努めます。

施策 211 防災・危機管理 212 消防・救急活動の推進 213 防犯 214 交通安全
215 消費者行政 216 墓地・火葬場

基本目標22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

- 自然環境を守り育てるため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に取り組みます。
- 脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、再生可能エネルギーの地産地消と都市間流通による地域の活性化の取組を推進します。
- ごみの減量化、廃棄物の適正な処理等の循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

施策 221 環境保全・公害防止 222 廃棄物対策

大綱 3 産業



基本目標31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える

- 立地企業への支援及び企業誘致を促進するとともに、県及び関係機関と連携し、カーボンニュートラルポートや国際バルク戦略港湾への取組等、産業の競争力を支える環境整備を推進します。
- 国や県の施策と連携しながら、雇用の安定や地域経済の活性化を図ります。

施策 311 企業誘致 312 雇用・労働環境

基本目標32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

- 農業経営の安定化促進や意欲のある担い手の育成等により、良好な生産基盤を維持するとともに、神栖市農産物のブランド力強化を図ります。
- 水産資源の持続的利用や、付加価値の高い水産業の確立に向けた取組を推進します。
- 地域経済を支える中小企業等の経営安定及び活性化を図ります。
- 地域資源を活かした観光・交流の取組を推進します。

施策 321 農業 322 水産業 323 商工業 324 観光

大綱 4 都市基盤



基本目標41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める

- 拠点ごとに居住地や都市施設を誘導していく神栖市型のコンパクトなまちづくりを推進します。
- 地域特性を踏まえた持続的な公共交通網体系の構築を推進します。
- 空き家の適正管理及び利活用を促進します。
- 境界トラブルの未然防止や災害復旧の迅速化等を図るため、地籍調査事業の推進に努めます。

施策 411 拠点・市街地整備 412 公共交通 413 空き家対策 414 地籍調査

基本目標42 良好な居住環境を整える

- 人と車が安全に移動できる道路網、安全な河川の整備を推進します。
- 公園施設の効率的な維持管理と改築、更新を行い、利用者の安全と安心の確保に努めます。
- 都市の魅力を高めていくため、良好な景観や街並みの形成に向けた取組を推進します。
- 安全で安心な水道水を安定的に供給します。
- 生活排水の適切な処理を進め、良好な水辺環境を保全するとともに、雨水排水路の適正な整備や管理を実施します。

施策 421 道路・河川 422 公園・緑地 423 景観 424 上水道
425 生活排水 426 雨水

大綱 5 教育・文化



基本目標51 充実した教育環境を整える

- 家庭、地域、幼稚園・保育所、小学校等が連携しながら、就学前教育の充実を図ります。
- 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を推進します。

施策 511 就学前教育 512 学校教育

基本目標52 生涯にわたり学び続ける環境を整える

- 生涯学習環境の整備を進めるとともに、まちの豊かな歴史・文化の継承、芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
- 豊かな資源・施設を活かし、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を整えます。

施策 521 社会教育 522 芸術・文化 523 スポーツ・レクリエーション

大綱 6 地域づくり



基本目標61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる

- 地域の課題解決に向けた市民、団体、行政等による協働の取組を進め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- まちの魅力が広くアピールされ、移住・交流を促進する環境整備を推進します。

施策 611 市民協働・地域コミュニティ 612 移住・定住・交流

基本目標62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

- 性別に関わりなく、市民一人ひとりが個性や能力を発揮しやすい地域社会の形成を図ります。
- 国籍や文化の異なる市民間の相互理解を促進する環境づくりを推進します。
- 学校や家庭、地域社会における人権意識・人権感覚の高揚を図るため、市民に対する啓発活動や人権教育を推進します。

施策 621 男女共同参画の推進 622 多文化共生 623 人権

大綱 7 自治体運営



基本目標71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

- 市の行政情報や魅力を積極的かつ効果的に市内外に広く発信するとともに、市民の意見・要望を市政に可能な限り反映し、市民本意の市政を推進します。
- 多様化する市民ニーズ等に対応しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供できる効果的・効率的な行政運営を推進します。
- 社会経済の変化に柔軟に対応しながら、税金・財源の確保を図り、健全で安定的な財政運営を図ります。
- 将来的な施設需要を見極めながら、公共施設の適正な管理・活用を推進します。
- 周辺自治体との連携により、広域でのまちづくりや市民サービス向上を図ります。

施策 711 広報・広聴 712 行政運営 713 財政運営 714 公共施設等管理
715 広域行政